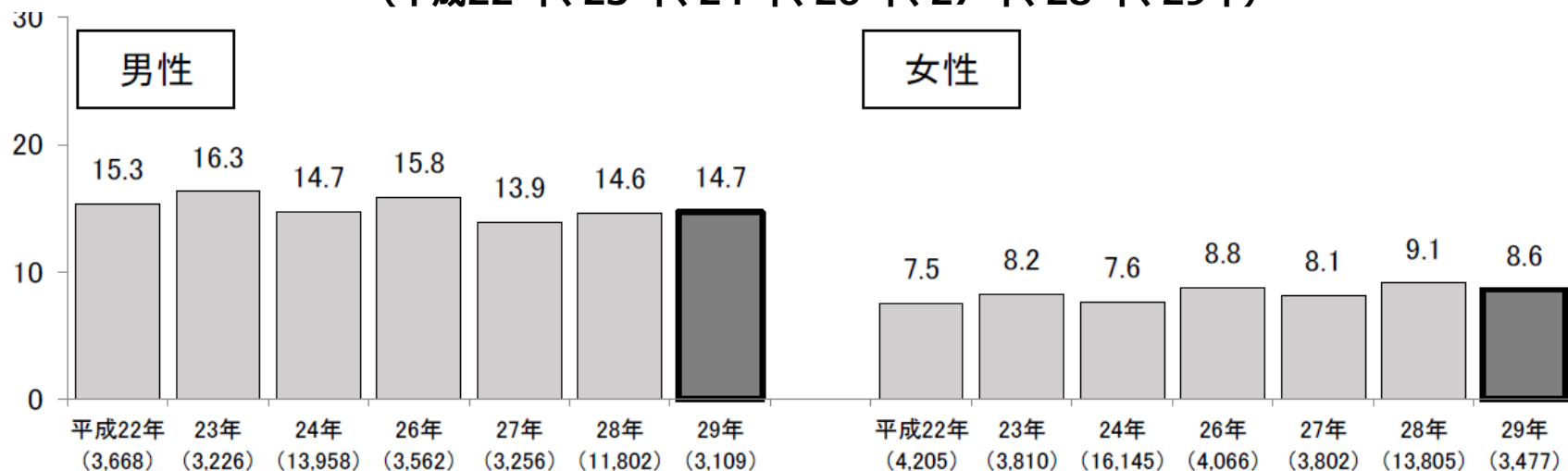


重点課題	数値目標	平成29年度までの対応	平成30年度の対応状況
<p>重点課題 1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防</p> <p>(取り組むべき施策) ○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について啓発活動を実施する 等</p> <p>(目標値は健康日本21(第2次)に準拠)</p>	<p>①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 (目標値) 男性：13.0% 女性：6.4%</p> <p>②未成年者の飲酒をなくす</p> <p>③妊娠中の飲酒をなくす</p>	<p>基本計画(第1期)に定める数値目標を達成するための普及啓発・フォーラム等を開催。</p> <p>(現状の数値) 男性：<u>14.7%</u> 女性：<u>8.6%</u> (H29年)</p> <p>中学3年生 (H29年) 男子 <u>3.8%</u> / 女子 <u>2.7%</u> 高校3年生 (H29年) 男子 <u>10.7%</u> / 女子 <u>8.1%</u></p> <p><u>1.3%</u> (H28年)</p>	<p>引き続き、普及啓発フォーラム等を実施していく。</p> <p>(厚生労働省) ・アルコール関連問題啓発フォーラム ・依存症への理解を深めるためのシンポジウム ・たばこ・アルコール対策担当者講習会(検討・準備中:平成31年4月以降に開催予定)</p> <p>(文部科学省) ・薬物乱用防止・飲酒等教育シンポジウム ・依存症予防教育推進シンポジウム</p>
<p>重点課題 2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備</p> <p>(取り組むべき施策) ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進 ○地域における相談拠点を明確化した上で、関係機関の連携体制を構築 等</p>	<p>④地域における相談拠点</p> <p>⑤アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関</p> <p>が、それぞれ全ての都道府県1箇所以上定められること</p> <p>※「相談拠点」及び「専門医療機関」の都道府県の指定要件は、厚生労働省が定めることとしている。</p>	<p>依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定要件を平成29年6月13日付障害保健福祉部長官通知にて都道府県等に対して、通知。 また、地域の支援体制づくりのための構築として以下の事業を実施。</p> <p>1)依存症対策総合支援事業 (平成29年度予算額:449百万円) (事業内容) 都道府県・指定都市において1)依存症専門相談支援、2)依存症支援者研修等を実施する。</p> <p>2)依存症対策全国拠点機関設置運営事業 (平成29年度予算額:60百万円) (事業内容) 全国拠点機関として、「国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、依存症相談・治療対応指導者養成研修等を実施する。</p>	<p>依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定要件の解釈等に関し、平成30年11月12日付依存症対策推進室通知にて都道府県等に対して、通知。 また、引き続き、30年度においても同事業により地域の支援体制づくりを進めていく。</p> <p>1)依存症対策総合支援事業 (平成31年度予算額:512百万円)</p> <p>2)依存症対策全国拠点機関設置運営事業 (平成31年度予算額:69百万円)</p> <p>○相談拠点機関(アルコール健康障害)設置状況(平成31年2月14日時点) →設置済み道府県数:27</p> <p>○専門医療機関(アルコール健康障害)選定状況(平成31年2月14日時点) →選定済み道府県数:21</p>

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、男性で14.7%、女性で8.6%である。平成22年から推移で見ると、男性では有意な増減はなく、女性では有意に増加している。

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の年次推移（20歳以上、男女別）
（平成22年、23年、24年、26年、27年、28年、29年）



※平成25年は未実施。

※「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」とは、1日当たりの純アルコール摂取量が男性で40g以上、女性20g以上の者とし、以下の方法で算出。

- ①男性:「毎日×2合以上」+「週5～6日×2合以上」+「週3～4日×3合以上」+「週1～2日×5合以上」+「月1～3日×5合以上」
②女性:「毎日×1合以上」+「週5～6日×1合以上」+「週3～4日×1合以上」+「週1～2日×3合以上」+「月1～3日×5合以上」

清酒1合(180ml)は、次の量にほぼ相当する。

ビール・発泡酒中瓶1本(約500ml)、焼酎20度(135ml)、焼酎25度(110ml)、焼酎30度(80ml)、チューハイ7度(350ml)、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)

※平成29年「国民健康・栄養調査」の結果の概要より抜粋

1) 相談拠点の設置に係る留意点

- (ア) 関係機関と連携し対応するため、依存症相談員を配置すること。
- (イ) アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の依存症関連問題に関する相談窓口であることを明示し、周知すること。
(明示例：アルコール健康障害関連お悩み相談窓口、薬物依存症関連お悩み相談窓口、ギャンブル等依存症関連お悩み相談窓口等)
- (ウ) 民間団体を含む関係機関と十分な連携をとる体制ができていること。
－「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)より抜粋－

2) 依存症専門医療機関の選定基準

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- (3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。
 - ① アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修
 - ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
 - ・「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」
 - ② アルコール健康障害に係る研修
 - ・重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修
 - ③ 薬物依存症に係る研修
 - ・依存症集団療法の算定対象となる研修
- (4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。
当該保険医療機関において、依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体(自助グループ等を含む。)、依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

－「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」
(平成29年6月13日障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)より抜粋－

平成30年度 依存症相談拠点（依存症相談員配置）の設置状況

平成31年2月14日時点

	アルコール健康障害				アルコール健康障害		
	相談機関名	相談機関名	相談機関名		相談機関名	相談機関名	相談機関名
都道府県				都道府県			
北海道	道立精神保健福祉センター及び道立保健所			山口県	県精神保健福祉センター	県精神保健福祉センター	県精神保健福祉センター
青森県				徳島県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
岩手県				香川県	精神保健福祉センター相談窓口	精神保健福祉センター相談窓口	精神保健福祉センター相談窓口
宮城県				愛媛県	愛媛県心と体の健康センター	愛媛県心と体の健康センター	愛媛県心と体の健康センター
秋田県				高知県	高知県立精神保健福祉センター・高知県依存症相談拠点	高知県立精神保健福祉センター・高知県依存症相談拠点	高知県立精神保健福祉センター・高知県依存症相談拠点
山形県				福岡県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
福島県				佐賀県	肥前精神医療センター：依存症相談室	肥前精神医療センター：依存症相談室	肥前精神医療センター：依存症相談室
茨城県	茨城県精神保健福祉センター				佐賀県精神保健福祉センター	佐賀県精神保健福祉センター	佐賀県精神保健福祉センター
栃木県				長崎県	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター
群馬県				熊本県			
埼玉県	埼玉県立精神保健福祉センター	埼玉県立精神保健福祉センター	埼玉県立精神保健福祉センター	大分県	大分県こころからの相談支援センター		
千葉県	千葉県精神保健福祉センター	千葉県精神保健福祉センター	千葉県精神保健福祉センター	宮崎県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
東京都				鹿児島県	県精神保健福祉センター：依存症相談窓口	県精神保健福祉センター：依存症相談窓口	県精神保健福祉センター：依存症相談窓口
神奈川県				沖縄県			
新潟県				小計	27	22	23
富山県	富山県心の健康センター：富山県依存症相談支援センター	富山県心の健康センター：富山県依存症相談支援センター	富山県心の健康センター：富山県依存症相談支援センター	指定都市			
石川県				札幌市			
福井県				仙台市			
山梨県				さいたま市	さいたま市こころの健康センター	さいたま市こころの健康センター	さいたま市こころの健康センター
長野県	精神保健福祉センター：依存症相談ホットライン	精神保健福祉センター：依存症相談ホットライン	精神保健福祉センター：依存症相談ホットライン	千葉市			
岐阜県				横浜府			
静岡県	精神保健福祉センター：依存相談	精神保健福祉センター：依存相談	精神保健福祉センター：依存相談	川崎市			
愛知県	県保健所：アルコール相談窓口		精神保健福祉センター：ギャンブル等依存症相談窓口	相模原市			
	精神保健福祉センター：アルコール相談窓口			新潟市			
三重県	三重県こころの健康センター（県拠点）・県保健所8か所（地域相談拠点）	三重県こころの健康センター（県拠点）・県保健所8か所（地域相談拠点）	三重県こころの健康センター（県拠点）・県保健所8か所（地域相談拠点）	静岡市			
滋賀県	県立精神保健福祉センターと県内7保健所			浜松市			
京都府	京都府精神保健福祉総合センター	京都府精神保健福祉総合センター	京都府精神保健福祉総合センター	名古屋市	名古屋市精神保健福祉センター	名古屋市精神保健福祉センター	名古屋市精神保健福祉センター
大阪府	大阪府こころの健康総合センター	大阪府こころの健康総合センター	大阪府こころの健康総合センター	京都市	京都市こころの健康増進センター：アルコール外来	京都市こころの健康増進センター：薬物依存症・ギャンブル等依存症外来	京都市こころの健康増進センター：薬物依存症・ギャンブル等依存症外来
	大阪府の保健所（11か所）	大阪府の保健所（11か所）	大阪府の保健所（11か所）	大阪市	大阪市こころの健康センター	大阪市こころの健康センター	大阪市こころの健康センター
	大阪府中核市の保健所（5か所）	大阪府中核市の保健所（5か所）	大阪府中核市の保健所（5か所）	堺市	堺市こころの健康センター：依存症相談窓口	堺市こころの健康センター：依存症相談窓口	堺市こころの健康センター：依存症相談窓口
兵庫県	精神保健福祉センター：ひょうごこころ依存症対策センター	精神保健福祉センター：ひょうごこころ依存症対策センター	精神保健福祉センター：ひょうごこころ依存症対策センター	神戸市	兵庫県精神保健福祉センター：ひょうごこころ依存症対策センター	兵庫県精神保健福祉センター：ひょうごこころ依存症対策センター	兵庫県精神保健福祉センター：ひょうごこころ依存症対策センター
奈良県				岡山市	岡山市こころの健康センター	岡山市こころの健康センター	岡山市こころの健康センター
和歌山県				広島市			
鳥取県	社会医療法人明和会医療福祉センター 渡辺病院	社会医療法人明和会医療福祉センター 渡辺病院	精神保健福祉センター	北九州市	各区役所：アルコールの問題で困っている人の相談窓口	北九州市立精神保健福祉センター：薬物・ギャンブルの問題で困っている人の相談窓口	北九州市立精神保健福祉センター：薬物・ギャンブルの問題で困っている人の相談窓口
	精神保健福祉センター 各保健所	精神保健福祉センター 各保健所	各保健所	福岡市			
島根県				熊本市			
岡山県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	小計	8	8	8
広島県	県保健所（7箇所）	県立総合精神保健福祉センター		合計 （自身体数）	35	30	31

